

クーリングオフについて

契約解除に関する事項

- イ) お客様は結婚相手紹介サービス入会申込契約書を受領した日から起算して、8日間を経過するまでは書面又は電磁的記録によりクーリングオフができます。
- ロ) 本会が、クーリングオフに際し不実告知をしたことによりお客様が誤認し、又は威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合、改めてクーリングオフが出来る旨の書面を本会が発行し、お客様に説明します。お客様はその書面を受領した日から起算して8日間はクーリングオフが出来ます。
- ハ) お客様がクーリングオフの書面又は電磁的記録を発したときにその効力が生じます。
- ニ) 本会はイ) 又はロ) のクーリングオフがあった場合、お客様に対しクーリングオフに伴う一切の損害賠償又は、違約金の支払いを請求しません。
- ホ) 本会はイ) 又はロ) のクーリングオフがあった場合、お客様が既にサービスの提供を受けていたときでもお客様に対しサービスの対価その他の金銭の支払いを請求しません。
- ヘ) 本会はイ) 又はロ) のクーリングオフがあった場合、お客様がサービスの提供に関連して金銭を支払っているときはお客様に対し速やかにその全額を返還します。

切手	□□□□□□□□
	受諾者住所
	受諾者行

●	ご住所
●	お申込者名
●	お電話番号
	契約締結日 ○○年 ○月 ○日
	受諾者 高田馬場結婚相談所
	代表者又は担当者 ○○○○
	右記日付の契約を撤回します